

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（かんがい排水事業）三谷管路地区）を行うことについて令和3年6月14日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和3年6月30日から同年7月20日まで縦覧に供する。

令和3年6月22日

香川県知事 浜 田 恵 造